

# 遠隔による中間検査に関する試行要領

(愛知県建設局・都市・交通局)

## 1. 目的

愛知県建設局及び都市・交通局が発注する工事の中間検査に、ICT（映像及び音声の配信・記録）を用いることで、検査業務の効率化を図り、発注者と請負者双方の働き方改革を推進することを目的とし、工事成績評定での評価は行わない。

なお、監督員及び請負者の双方が同意した工事で試行することとする。

## 2. 用語の定義

### (1) 動画撮影用のカメラ等

ウェアラブルカメラ、マイク、スマートフォン、タブレット等の総称。

### (2) Web会議システム

Cisco Webex Meetings、Microsoft Teams、Skype for Business、Meeting plaza、V-CUBE ミーティング、V-CUBE セミナー、Zoom ミーティング、Zoom ビデオウェビナー、その他発注者が認めるツールの総称。

### (3) 遠隔中間検査

動画撮影用のカメラにより撮影した映像と音声を、Web会議システムを使用して、「土木工事標準仕様書(愛知県建設局)」に定める「中間検査」を実施すること。

## 3. 対象工事

建設局及び都市・交通局が発注する工事の内、中間検査の対象となるすべての工事。ただし、下記の条件のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (1) 監督員及び請負者の双方が同意した工事においても、検査員が臨場による検査が望ましいと判断した場合
- (2) 専任監督員の現場経験が3年未満の場合（臨場検査の経験を確保するために、臨場検査を基本とする。）

## 4. 実施方法

### (1) 協議

監督員または請負者は、遠隔中間検査の適用を希望する旨を「工事打合簿」により提出し、協議を行う。

### (2) 使用機材等の確認

#### ① 現場の通信環境の確認

請負者は遠隔中間検査の実施場所において、使用する機器の通信状況を確認する。

#### ② 使用する機種と仕様

監督員は、保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を使用することとし、県庁内LANを経由する1人1台パソコンは使用しないこととする。請負者は、遠隔中間検査で使用する表-1の仕様を満足する動画撮影用カメラと、表-2の仕様を満足するWeb会議システムについて準備する。なお、Web会議システムについて、監督員が準備する場合は、監督員の指定するものとするができる。

表－1 動画撮影用のカメラに関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上	カラー
	フレームレート <sup>※1</sup> ：15fps以上 ※目的物の判別が可能な場合は、発注者と請負者の協議の上、5fps以上でも可	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

※1 フレームレート：動画において、単位時間に使用するフレーム数（コマ数）の数（静止画像数）を示す数値。通常、1秒あたりの数値で表す。（単位：fps=Frame Per Second）数値が大きいほどなめらかな動画となる。

表－2 スマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムに関する仕様

項目	仕様	備考
映像・音声	転送レート（VBR）：平均1Mbps以上	

③ Web会議システムの費用について

通信環境の整備・運用は請負者で行うものとする。Web会議システムの使用に際し、発注者に通信費以外の費用が新たに生じないものとする。

(3) 遠隔中間検査の実施日時等の通知

検査員は、遠隔中間検査を実施する旨及び検査日を監督員に回答し、監督員は請負者に通知する。

(4) 遠隔中間検査の実施

検査員は、情報共有システム（ASP）で確認が可能な書類については、ASPで確認し、不明な点等について、Web会議システムにより、請負者に確認・指導する。

また、ASPで確認が不可能な書類及び現場の状況（掲示物、保安設備、施工現場等）をWeb会議システムで確認する。

(5) 動画で書類等の確認ができない場合の対応

文字の確認ができない場合等、監督員及び検査員が十分な情報を得ることができなかつたと判断する場合には、検査員はその旨を請負者に伝え、請負者はその内容について追加の資料を提出し検査員の確認を得るか、または、完了検査時に資料を準備することを指摘事項一覧表に記載することとする。

<実施方法のフロー>

請負者	監督員	検査員
4 (1) 協議 4 (2) 使用機材等の確認		
	中間検査実施希望調査時に遠隔を希望する	
4 (3) 遠隔中間検査の実施日等の通知		
		ASP で書類の事前確認
事前に質問書を作成し、監督員、請負者に渡す。		
接続確認		
4 (4) 遠隔中間検査の実施		
4 (5) 動画で書類等の確認ができないときの対応 (追加資料により確認、または、完了検査時に確認)		

5. 費用の計上

本試行に要する費用は、計上しない。

6. フォローアップ調査

本試行工事を通じた効果の検証及び今後の課題抽出のため、監督員、請負者及び検査員は、アンケート調査に協力すること。

7. 留意事項

工事記録映像の活用にあたっては、以下に留意する。

- ① 請負者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- ② 動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元等への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が配信される場合があるため留意すること。
- ③ 請負者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- ④ 請負者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- ⑤ この要領によりがたい場合は、適宜監督員、請負者及び検査員で協議すること。

8. その他

- ① 遠隔中間検査時に、監督支援業務の立会を妨げるものではない。
- ② 検査については、「(参考) 検査の進め方」を参考に実施すること。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(参考) 検査の進め方

